



# 長野県報

6月3日(木)  
平成16年  
(2004年)  
第1563号

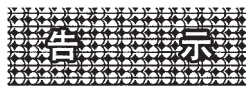
## 目次

### 告示

生活保護法に基づき指定を受けた指定医療機関の業務の廃止(厚生課).....	1
生活保護法に基づく医療扶助のための医療を担当する機関の指定(厚生課).....	2
生活保護法に基づき指定を受けた指定医療機関の名称等の変更(厚生課).....	2
生活保護法に基づく介護扶助のための居宅介護又は居宅介護支援計画の作成を担当する機関の指定(厚生課).....	3
生活保護法に基づく指定を受けた介護機関の事業所の所在地の変更(厚生課).....	3
国土調査法に基づく地積調査実施計画の国土調査としての指定(農村整備課).....	4
建設企業合併・連携推進支援補助金交付要綱(監理課).....	4
道路の供用開始及び関係図面の縦覧(道路維持課).....	14
長野県収入印紙売りさばき人の指定の取消し(会計課).....	14
地方自治法に基づく木曾広域連合規約の変更の許可(市町村課).....	14
高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸与規程(昭和49年長野県教育委員会教育長告示第7号)の一部改正(高校教育課).....	14

### 公告

消防法に基づく講習(危機管理・消防防災課).....	15
随意契約の相手方の決定(情報政策課).....	16
落札者の決定(情報政策課).....	16
一般競争入札(2件)(管財課).....	17
争議行為の公表(2件)(労政課).....	19
特定非営利活動促進法に基づく特定非営利活動法人の設立の認証申請(生活文化課NPO活動推進室).....	19
家畜伝染病予防法に基づく家畜伝染病発生の報告(3件)(畜産課).....	19
土地改良事業計画の縦覧(土地改良課).....	19
土地改良区の定款変更の認可(2件)(土地改良課).....	20
建築基準法に基づく公開による意見の聴取(建築管理課).....	20
一般競争入札(住宅課).....	20
土地改良事業施行協議の審査結果の縦覧(土地改良課).....	21
土地改良区の役員の就任及び退任(2件)(土地改良課).....	21
落札者の決定(3件)(医務課県立病院室).....	22



### 長野県告示第367号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2の規定により、指定を受けた指定医療機関からその業務を廃止する旨、次のとおり届出がありました。

平成16年6月3日

長野県知事 田中康夫

## 診療所

名 称	所 在 地	廃止年月日
東伊那すこやかクリニック	駒ヶ根市東伊那2533番地1	平成16年3月31日

厚生課

## 長野県告示第368号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、同法による医療扶助のための医療を担当する機関として、次のとおり指定しました。

平成16年6月3日

長野県知事 田中康夫

## 病院、診療所又は薬局

名 称	所 在 地	指定年月日
かりん薬局	諏訪市湖岸通り5丁目14番12号	平成16年4月1日
東伊那すこやかクリニック	駒ヶ根市東伊那2533番地1	平成16年4月1日
おはようクリニック皮フ科形成外科	駒ヶ根市赤穂14635-6	平成16年4月1日
清水クリニック	諏訪市湖岸通り5丁目13番18号	平成16年4月1日
長野県厚生農業協同組合連合会 富士見 高原病院附属 中新田診療所	諏訪郡原村13221-2	平成16年4月1日
上田市小児初期救急センター	上田市緑が丘1丁目27番21号	平成16年4月17日
たなか歯科医院	松本市和田1672-2	平成16年4月5日
春山眼科医院	岡谷市本町2-3-2	平成16年5月1日
くまがい薬局	伊那市大字伊那322番地1	平成16年4月1日
川崎歯科矯正歯科医院	松本市高宮北6-1	平成16年5月1日
ともえ東鼎薬局	飯田市鼎東鼎106-2	平成16年5月1日
寿ヶ丘薬局	松本市大字中山字大久保7407番7	平成16年5月1日

厚生課

## 長野県告示第369号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、指定を受けた指定医療機関から名称等が変更になった旨、次のとおり届出がありました。

平成16年6月3日

長野県知事 田中康夫

名 称	所 在 地	変 更 事 項		変更年月日
		新	旧	
天宝薬局	松本市島立1073-10	松本市島立1073-10	松本市島立1073-5	平成16年4月1日

厚生課

長野県告示第370号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項及び第2項の規定により、同法による介護扶助のための居宅介護又は居宅介護支援計画の作成を担当する機関として、次のとおり指定しました。

平成16年6月3日

長野県知事 田中康夫

1 居宅介護事業者

事業の種類	名称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
訪問介護	有限会社スワビス 特定非営利活動法人芝宮	松本市埋橋2丁目11番地19号 上伊那郡箕輪町大字中箕輪9344番地	あかねヘルパーステーション 訪問介護しばみや	松本市埋橋2丁目11番地19号 上伊那郡箕輪町大字中箕輪9344番地	平成16年5月1日 "
訪問看護	長野県厚生農業協同組合連合会 社会福祉法人泰阜村社会福祉協議会 横田敏範	長野市南長野北石堂町1177番地3 下伊那郡泰阜村3440番地10 飯田市大瀬木993番地1	訪問看護ステーション いやしの里あずみ 泰阜村社会福祉協議会 訪問看護ステーション 横田病院	北安曇郡池田町池田3207番地1 下伊那郡泰阜村3247番地3 飯田市大瀬木993番地1	平成16年5月1日 " "
在宅療養管理指導	横田敏範	飯田市大瀬木993番地1	横田病院	飯田市大瀬木993番地1	平成16年5月1日
通所介護	信州うえだ農業協同組合 須高農業協同組合 特別医療法人恵仁会 特別医療法人恵仁会	上田市大手2丁目7番地10号 須坂市小山1253番地5 佐久市中込3丁目15番地6 佐久市中込3丁目15番地6	JA信州うえだ宅老所 しおじり JA須高小布施デイサービスセンター花の里 宅老所「露風庵」 宅幼老所ながとろ	上田市上塩尻252番地1 上高井郡小布施町小布施字伊勢裏1379番地1 佐久市中込3丁目19番地4 佐久市長土呂203番地1	平成16年5月1日 " 平成16年4月1日 "

2 居宅介護支援事業者

名称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
特別医療法人恵仁会	佐久市中込3丁目15番地6	地域ケアセンター長土呂	佐久市長土呂203番地1	平成16年4月1日

厚生課

長野県告示第371号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第4項において準用する生活保護法第50条の2の規定により、指定を受けた介護機関から事業所の所在地が変更になった旨、次のとおり届出がありました。

平成16年6月3日

長野県知事 田中康夫

居宅介護事業者

事業の種類	名称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	変更事項		変更年月日
					新	旧	
訪問看護	長野県厚生農業協同組合連合会 長野県厚生農業協同組合連合会	長野市大字南長野北石堂町1177番地3 長野市大字南長野北石堂町1177番地3	リハビリテーションセンター鹿教湯病院 訪問看護ステーションあやめの里 リハビリテーションセンター鹿教湯病院 訪問看護ステーションあやめの里	上田市大字殿城239番地1 上田市大字殿城239番地1	リハビリテーションセンター鹿教湯病院 訪問看護ステーションあやめの里 上田市大字殿城239番地1	訪問看護ステーション信州うえだとよさと 上田市大字芳田1192番地1	平成16年4月1日 "

厚生課

長野県告示第372号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条第3項の規定により、次の地籍調査実施計画を国土調査として指定しました。

平成16年6月3日

長野県知事 田中康夫

調査を行う者の名称 調査地域 調査期間  
千曲市 大字千本柳の一部 平成17年3月31日まで

農村整備課

長野県告示第373号

建設企業合併・連携推進支援補助金交付要綱を次のとおり定めます。

平成16年6月3日

長野県知事 田中康夫

建設企業合併・連携推進支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、県内の建設企業の合併及び企業連携を促進し、その経営基盤の強化に資するため、建設企業グループが行う合併又は連携の実現に向けた計画の策定に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、補助金等交付規則（昭和34年長野県規則第9号。以下「規則」という。）に定めのあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2 この要綱において、「建設企業グループ」とは、合併又は連携の実現に向けた計画の策定に関し協定を締結している2以上の中小企業者（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者をいう。以下同じ。）で構成するグループ（申請日において、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の許可又は長野県の発注する建設工事及び建設コンサルタント等の業務の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格（平成4年長野県告示第640号）の建設コンサルタント等の業務の入札参加資格を有し、長野県内に主たる営業所を有している中小企業者を含むものに限る。）をいう。

(経費及び補助率)

第3 第1に規定する補助金の交付の対象となる経費及び補助率は、次の表のとおりとする。

経 費	補 助 率
建設企業グループが行う合併又は連携の実現に向けた計画の策定（(1)又は(2)に掲げる経費を要さないものを除く。）に要する経費で次に掲げるもの。 (1) 経営コンサルタント等専門家に支払う謝金及び旅費 (2) 外部機関等へ調査・分析を委託するための委託料及び賃金 (3) 先進事例を調査するための旅費 (4) 書籍、資料等の購入費 (5) 計画書作成に要する印刷製本費	2分の1以内。 ただし、50万円を限度とする。

(補助金交付の条件)

第4 次の各号に掲げる事項は、補助金の交付の条件とする。  
(1) 補助事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をしようとするときは、速やかに知事に申請してその承認を受けること。  
(2) 補助事業を中止し、若しくは廃止しようとするとき又は補助事業が予定期間内に完了しないとき（遂行が困難となったと

きを含む。）は、速やかに知事に申請してその承認を受けること。

(3) 補助事業に係る予算及び決算を明らかにした帳簿を備えるとともに、証拠書類を整備し、これらを事業完了後5年間保管すること。

(3) 本補助事業により策定された合併又は連携の実現に向けた計画に基づき、その具体化に努めること。

(補助金の交付申請)

第5 規則第3条に規定する申請書は、建設企業合併・連携推進支援補助金交付申請書（様式第1号）によるものとする。

2 規則第3条に規定する関係書類は、次のとおりとする。

(1) 補助事業計画書（様式第2号）

(2) 建設企業グループを構成する個々の中小企業者の建設業許可通知書又は入札参加資格付与通知書

(3) 補助事業実施に関する協定書

(4) 前3号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

3 前2項に規定する書類の提出期限は、別に定める。

(変更承認の申請等)

第6 第4の規定による承認の申請は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める書類を提出して行うものとする。

(1) 補助事業の内容を変更しようとするとき 建設企業合併・連携推進支援補助事業計画変更承認申請書（様式第3号）

(2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき 建設企業合併・連携推進支援補助事業計画中止（廃止）承認申請書（様式第4号）

(3) 補助事業が予定期間内に完了しないとき 建設企業合併・連携推進支援補助事業遅延等承認申請書（様式第5号）

(申請の取下げ)

第7 規則第7条第1項に規定する申請の取下げは、建設企業合併・連携推進支援補助事業交付申請取下げ書（様式第6号）を、交付決定の通知を受けてから10日以内に知事に提出して行うものとする。

(実績報告書等)

第8 規則第12条第1項に規定する実績報告書は、建設企業合併・連携推進支援補助事業実績報告書（様式第7号）によるものとする。

2 規則第12条第1項に規定する関係書類は、次のとおりとする。

(1) 補助事業実施状況一覧（様式第8号）

(2) 前号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

3 前2項に規定する書類の提出期限は、事業完了の日から30日を経過した日又は補助金交付決定の通知を受けた日の属する年度の末日のいずれか早い日とする。

(補助金の交付請求)

第9 補助事業者が、補助金の交付を受けようとするときは、建設企業合併・連携推進支援補助事業精算払請求書（様式第9号）を知事に提出するものとする。

(書類の提出先等)

第10 規則及びこの要綱により知事に提出する書類の提出部数は、正副2部とし、補助事業者の主たる営業所を管轄する地方事務所（市にあっては、その市に所在する地方事務所。ただし、小諸市にあっては佐久地方事務所、東御市にあっては上小地方事務所、岡谷市及び茅野市にあっては諏訪地方事務所、駒ヶ根市にあっては上伊那地方事務所、塩尻市にあっては松本地方事務所、須坂市及び千曲市にあっては長野地方事務所、飯山市にあっては北信地方事務所）の長を経由するものとする。

附 則

この要綱は、平成16年度の補助金から適用する。

(様式第1号)(第5関係)

建設企業合併・連携推進支援補助金交付申請書

年 月 日

長野県知事 殿

申請者

住所

氏名

印

年度建設企業合併・連携推進支援補助金の交付を関係書類を添付し下記のとおり申請します。

記

1 事業の目的

2 交付申請額 円

3 補助事業開始予定年月日 年 月 日

補助事業完了予定年月日 年 月 日

(備考) 申請者欄は、協定を締結している中小企業者の連名とし、代表となる中小企業者を明示してください。

(様式第2号)(第5関係)

補助事業計画書

1 事業の内容

(1) 当該補助事業を実施する理由

(2) 補助計画の実施日程

## 2 補助計画に係る収支計画

## (1) 収入

区 分	金 額
自己資金	
補助金	
合 計	

## (2) 支出

経費名	実施予定年月	金 額	積 算 内 訳
講師謝金			
講師旅費			
調査・分析 委託費			
調査・分析 賃 金			
先 進 地 視察旅費			
図書・資料 購 入 費			
印刷製本費			
合 計			

(添付書類) 見積書、パンフレット等金額の算出根拠を説明する書類

(様式第3号)(第6関係)

建設企業合併・連携推進支援補助事業計画変更承認申請書

年 月 日

長野県知事 殿

申請者

住所

氏名

印

年 月 日付け長野県指令 第 号で交付決定のあった 年度建設企業  
合併・連携推進支援補助事業を下記のとおり変更したいので、承認してください。

記

1 変更の理由

2 変更交付申請額 円

(備考) 申請者欄は、協定を締結している中小企業者の連名とし、代表となる中小企業  
者を明示してください。

(添付書類) 補助事業計画書(様式第2号)(当初計画及び変更内容を記載してくださ  
い。)

(様式第4号)(第6関係)

建設企業合併・連携推進支援補助事業計画中止(廃止)承認申請書

年 月 日

長野県知事 殿

申請者

住所

氏名

印

年 月 日付け長野県指令 第 号で交付決定のあった 年度建設企業  
合併・連携推進支援補助事業は下記のとおり中止(廃止)したいので、承認してください。

記

1 中止(廃止)の理由

2 事業を中止する期間

3 事業再開の見通し

4 事業完了年月日

(備考) 1 申請者欄は、協定を締結している中小企業者の連名とし、代表となる中小企業者を明示してください。

2 廃止の場合は、1のみ記載してください。

(添付書類) 廃止の場合は、補助事業計画書(様式第2号)(当初計画及び廃止までの遂行状況を記載してください。)



(様式第5号)(第6関係)

建設企業合併・連携推進支援補助事業遅延等承認申請書

年 月 日

長野県知事 殿

申請者

住所

氏名

印

年 月 日付け長野県指令 第 号で交付決定のあった 年度建設企業  
合併・連携推進支援補助事業は予定の期間内に完了しないので、下記のとおり延長を承認  
してください。

記

1 予定期間内に完了しない理由

2 完了予定年月日 年 月 日

(備考) 申請者欄は、協定を締結している中小企業者の連名とし、代表となる中小企業  
者を明示してください。

(添付書類) 補助事業計画書(様式第2号)(当初計画及び延長承認申請までの遂行状況  
を記載してください。)

(様式第6号)(第7関係)

建設企業合併・連携推進支援補助事業交付申請取下書

年 月 日

長野県知事 殿

申請者

住所

氏名

印

年 月 日付け長野県指令 第 号で交付決定のあった 年度建設企業  
合併・連携推進支援補助事業は、下記の理由により取り下げます。

記

取下理由

(備考) 申請者欄は、協定を締結している中小企業者の連名とし、代表となる中小企業  
者を明示してください。

(様式第7号)(第8関係)

建設企業合併・連携推進支援補助事業実績報告書

年 月 日

長野県知事 殿

申請者

住所

氏名

印

年 月 日付け長野県指令 第 号で交付決定のあった 年度建設企業  
合併・連携推進支援補助事業は下記のとおり完了しました。

記

合併・連携推進の方法

(備考) 申請者欄は、協定を締結している中小企業者の連名とし、代表となる中小企業  
者を明示してください。

(添付書類) 補助事業実施状況一覧(様式第9号)、合併又は連携の実現に向けた計画

(様式第8号) (第8関係)

## 補助事業実施状況一覧

経費名	実施年月日	実施状況	金額
講師謝金			
講師旅費			
調査・分析 委託費			
調査・分析 賃金			
先進地視察 旅費			
図書・資料 購入費			
印刷製本費			
合計			

- (添付書類)
- 1 契約書、報告書、領収書、写真等執行状況を証する書類
  - 2 合併又は連携の実現に向けた計画書

(様式第9号)(第9関係)

建設企業合併・連携推進支援補助事業精算払請求書

年 月 日

長野県知事 殿

申請者

住所

氏名

印

年 月 日付け長野県達 第 号で額の確定のあった 年度建設企業合併・連携推進支援補助金を、下記のとおり交付してください。

記

請求額

円

振込口座

銀行・農協・金庫

支店・支所

普通・当座

口座番号

口座名義人(フリガナ)

(備考) 申請者欄は、協定を締結している中小企業者の連名とし、代表となる中小企業者を明示してください。振込口座は、代表となる中小企業者の口座とし、他の中小企業者の委任状を添付してください。

監理課

**長野県告示第374号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から平成16年6月18日まで、長野県土木部道路維持課及び長野県上田建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成16年6月3日

長野県知事 田 中 康 夫

1 路 線 名 152号

2 供用を開始する区間

小県郡丸子町大字下丸子字東川327番の1地先から

小県郡丸子町大字中丸子字丹波屋敷1268番の5地先まで

3 供用を開始する期日 平成16年6月3日

道路維持課

**長野県下伊那地方事務所告示第2号**

長野県収入証紙条例（昭和39年長野県条例第58号）第16条第2項の規定により、平成16年5月31日、次の売りさばき人の指定を取り消しました。

平成16年6月3日

長野県下伊那地方事務所長 田野尻 正

名 称 住 所

飯田長姫高等学校 飯田市鼎名古熊2535-2

P T A会長 熊 谷 良 隆

会 計 課

**長野県木曾地方事務所告示第2号**

木曾広域連合長から申請のあった木曾広域連合規約の変更については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の3第1項の規定により、平成16年5月21日付けで許可しました。

平成16年6月3日

長野県木曾地方事務所長 配 島 克 博

市 町 村 課

**長野県教育委員会教育長告示第2号**

高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸与規程（昭和49年長野県教育委員会教育長告示第7号）の一部を次のように改正します。

平成16年6月3日

長野県教育委員会教育長 瀬 良 和 征

第2条第3号中「282万円」を「279万円」に、「195パーセント」を「192パーセント」に改め、同条第5号中「日本育英会その他の団体から別に」を「他に」に改める。

高校教育課